

おだいじに！  
何かあれば  
お立ち寄り下さい  
相談支援センターに



必要とされるサポートは、  
見え方や身体条件、その他の  
感覚能力により異なります。

『自分で出来る事は自分でしたい』  
と思われる方も多くいます。

何を手助けしてほしいのか、  
必要なサポートは何かを確認し、  
分からぬ時は患者さんに  
『どうしたらいいですか？』  
と直接質問してください。

視覚障害のある患者さんやご家族への対応に困ったら、  
視覚障害者情報提供施設（点字図書館）にご相談下さい。

「全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協）」にて、  
加盟施設一覧をご確認いただけます。  
<http://www.naiiv.net/>

視覚障害のある患者さんやご家族に向けた、がん、糖尿病、肝炎についての情報は、音声版の資料を公開しています。右記のウェブサイトからもご利用いただけます。

ご存知ですか？「障害者差別解消法※」

この法律は、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して 2016 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律では、障害のある人が何らかの対応を必要としている時、「合理的配慮」として対応をすることを求めています。視覚障害のある人に音声の資料を渡す、聴覚障害の人に筆談で対応するなどがその例です。

※正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

作成：平成 29 年度文部科学省科学研究費補助金

「障害者への医療情報提供のあり方とヘルスリテラシー概念の再検討に関する研究班」

■ お問合せ先

国立がん研究センターがん対策情報センター がん情報提供部 医療情報評価室  
e-mail: [medinfo-disability-sec@umin.ac.jp](mailto:medinfo-disability-sec@umin.ac.jp) TEL:03-3542-2511 (内線 1614)

## 医療従事者のための 見えにくい方へのサポートガイド

スマートなサポートについて考えよう！

病院

はじめて行く病院  
ちょっと不安だな…



がん情報サービス  
<https://ganjoho.jp>



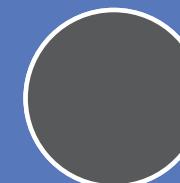
糖尿病情報センター  
<http://dmic.ncgm.go.jp/>



肝炎情報センター  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/>



健常な見え方



視力に障害がある場合



視野に障害がある場合



視覚の質に障害がある場合

# 見えにくい方は病院で こんなサポートを求めています

目の見えにくい人には、周囲にサポートしてくれる人がいるかどうかが分かりません。困っている表情や様子を見かけたら、積極的に声を掛けてください。



※階段や段差では、始まりと終わりで、一旦立ち止まって声を掛けてください。  
※特に小さな段差は、つまづきやすく転倒の危険が高まります。



※はじめの声かけは  
近くに寄って正面から。  
先に名乗ると安心です。

※番号と声がする方向で  
受付の位置がわかります。

※身体を押すなどして  
無理やり座らせないで  
ください。

※斜めや曲線の移動が多いと、空間  
認識がしにくくなります。  
曲がる時は、直角を意識します。

※障害物などにぶつからないよう  
介助者の腕を背中側に回して、  
前後一列で歩きます。

## 「こんな対応をされると、安心で嬉しい！」

文字の読み書きは、目の見えにくい人にとって、大変で時間を要します。代読や代筆を提案してください。代読の際はゆっくり、はっきり丁寧に行いましょう。

複数の資料を渡す際は、それぞれ何の資料かを伝えながら渡して下さい。

同意書等の重要書類は、拡大文字や録音・点字・データでの提供が望まれます。難しい場合は医療相談室で読み上げ対応をするなど、患者さんにはあった支援を行ってください。



※録音を希望される方が増えています。  
※カルテに患者さんの見えにくさの程度や必要な支援（誘導が必要等）をまとめておくと、院内スタッフで共通の対応がしやすくなります。



※検査の流れを口頭で説明し、所要時間の目安や、これからどんなことが起こるのか、患者さんの立場に立って説明してください。



※硬貨と紙幣は別々に手渡して。  
※領収書・処方箋・予約券などは  
1枚ずつ説明し手渡してください。